

広島県告示第八百号

平成十五年広島県告示第四百八十九号（広島県立自然公園条例の規定に基づく許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

「第十一条第三項第六号」を「第十一条第三項第七号」に改める。